

情報公開制度の運用状況

情報公開制度は、皆さんの請求により、市が持っている行政情報（公文書）を公開するもので、令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）は、82件の請求がありました。

請求内容は、工事設計書、住居表示に関する資料などで、請求の結果は次のとおりです。

■ 公文書公開請求の実施機関別の件数と処理状況 ■

実施機関	請求（申出） 件数	公 開	部分公開	非公開	不存在
市 長	75	33	41	0	1
消 防	3	1	2	0	0
教育委員会	4	3	1	0	0
議 会	0	0	0	0	0
合 計	82	37	44	0	1

※ 実施機関とは、情報公開条例に定められた公開請求の対象となる機関で、地方自治法上の執行機関（市長、行政委員会等）及び議決機関（議会）をいいます。

※ 個人に関する情報や法令等で禁止されているものは、公開できない場合があります。その場合は、部分公開または非公開となります。